

2024年12月3日

各位

会社名 株式会社リプライオリティ
代表者名 代表取締役社長 中山 伸之
(コード: 242A、福証Q-Board市場)
問合せ先 取締役管理部長 井手 雅雄
(TEL. 092-686-8300)

有価証券届出書の訂正届出書の提出に関するお知らせ

当社は、2024年8月20日付けをもって提出した有価証券届出書の訂正届出書を本日付で福岡財務支局に提出いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訂正の経緯及び理由

2024年8月20日付けをもって提出した有価証券届出書の記載事項について、開示府令附則（令和六年三月二七日内閣府令第二九号）企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置 第四条 第2項の規定に則り第3四半期の状況を記載しておりましたが、同附則5項の規定により第2四半期の状況を記載すべきであったことが判明いたしましたので、第2四半期の記載を追加するものであります。

尚、開示府令附則（令和六年三月二七日内閣府令第二九号）企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置に関しましては、別紙ご参照ください。

2. 訂正の内容

- 「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に第2四半期連結会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年10月1日から2024年3月31日まで）の記載を追加
- 「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の中の第3四半期連結会計年度（2024年4月1日から2024年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年10月1日から2024年6月30日まで）の仕入実績及び販売実績の記載を追加
- 「第二部 企業情報 第3 設備の状況 1 設備投資等の概要」に第2四半期連結会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年10月1日から2024年3月31日まで）の記載を追加
- 「第二部 企業情報 第5 経理の状況」に第2四半期連結会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年10月1日から2024年3月31日まで）の四半期連結財務諸表に係る記載を追加

尚、追加した、第2四半期連結会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年10月1日から2024年3月31日まで）の四半期連結財務諸表については、シンシア監査法人による四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を訂正届出書に添付しております。

以上

別紙

附 則 （令和六年三月二七日内閣府令第二九号） 抄
（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条

- 2 新開示府令第二号様式、第二号の四様式から第二号の七様式まで、第七号様式及び第七号の四様式は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が同日前に終了した事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書については、なお従前の例による。
- 5 有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和五年九月三十日から同年十二月三十日までの間に終了した事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書に係る第一項から第三項までの規定によりなお従前の例によることとされる第一条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この項において「旧開示府令」という。）の規定の適用については、旧開示府令第二号様式記載上の注意（61）ただし書c及び第二号の四様式記載上の注意（12）ただし書c中「当該次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間」とあるのは「当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間」と、旧開示府令第二号様式記載上の注意（68）ただし書c、第二号の四様式記載上の注意（17）ただし書c並びに第七号様式記載上の注意（52）b（c）及びc（c）中「当該次の事業年度における第3四半期会計期間」とあるのは「当該次の事業年度における第2四半期会計期間」とし、旧開示府令第二号様式記載上の注意（66）b（c）及び（74）b（c）、第二号の二様式記載上の注意（2）d（c）及びe（c）並びに第二号の四様式記載上の注意（16）b（c）及び（21）b（c）の規定は、適用しない。